

議案第32号

守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案

守口市立学校設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立学校設置条例の一部を改正する条例

守口市立学校設置条例（平成25年守口市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表守口市立さつき小学校の項を削る。

第2条第2項の表守口市立さつき中学校の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（義務教育学校の設置）

第3条 学校教育法第2条第1項の規定に基づき、義務教育学校を設置する。

2 義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
守口市立さつき学園	守口市春日町13番26号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条及び第25条第3項において同じ。）」を加える。

（守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「守口市立小学校」の次に「及び守口市立義務教育学校の前期課程」を加える。

第9条第2項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第18条中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正)

- 4 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年守口市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表備考8及び別表第1備考2中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程の」を加える。

(守口市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正)

- 5 守口市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成27年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び守口市立中学校」を「、守口市立中学校及び守口市立義務教育学校」に改める。